

国民年金保険料には免除制度があります

(町民税務課)

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人からの申請により承認されると保険料の納付が免除になります。免除には、全額免除と3段階の一部免除(2分の1免除、4分の1免除、4分の3免除)があります。

納付する月々の保険料額は次のとおりです。(平成28年度)

4分の1免除	12,600円
2分の1免除	8,130円
4分の3免除	4,070円

これらの制度をご利用いただく場合には、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。

- 対象期間 7月から翌年6月
- 申請 町民税務課②窓口
- 持参するもの
 - 「雇用保険受給資格者証」
 - 「雇用保険被保険者離職票」

- ▼「若年者猶予制度」50歳未満の方の保険料が猶予(所得審査あり)
- ▼「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予(所得審査あり)

「法定免除」障害年金や生活保護法に基づく生活扶助を受給している方の保険料が免除

保険料の免除や納付猶予になった期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができません。また、老齢年金の受給資格期間(25年間)にも算入されません。

	老齢基礎年金		障害基礎年金
	受給期間への算入	年金額への反映	遺族基礎年金(受給期間算入)
納付	○	○	○
全額免除	○	※2	○
一部納付※1	○	※3	○
若年者納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間は、一部納付の保険料を納付していることが必要

※2 2分の1が国庫負担される(平成21年4月分から)

※3 4分の1納付は「5/8」が反映

2分の1納付は「6/8」が反映
4分の3納付は「7/8」が反映
(いずれも平成21年4月分から)

お問い合わせ
町民税務課 町民G
(84)1965 (直通)
下館年金事務所
0296(25)0829

ごみの出し方にご注意ください

(生活安全課)

ごみ集積所に回収されないごみが見受けられます。悪臭や害虫の発生原因になって、近所に迷惑をかけます。きちんと分別して出してください。

分別が守られていないものは、回収することができませんのでご注意ください。

【ごみ袋】
45リットル以下の透明なごみ袋に入れて出してください。レジ袋は使用しないでください。

【出す曜日】
決められた曜日に出してください。

【出す時間】
当日の午前8時までに出してください。時間後に出されたごみは回収できません。

【ペットボトル】
ペットボトルは、飲料、酒類、しょうゆが入っていたもので、無色透明なもののみです。

ラベルは燃えるごみです。キャップはエコキャップ運動(回収されたキャップを売却することで得られた資金はワクチン代になります)にご協力ください。

※色付きのペットボトル、洗剤や油が入っていた容器は、可燃ごみです。

【缶類】

お菓子の缶や粉ミルクの缶は、不燃ごみです。缶類に混入させないでください。

【不燃性粗大ごみ】

50cm以上2m以下の大きさのものが、不燃性粗大ごみです。これより小さい物は不燃ごみです。

【剪定枝】

1本の太さが5cm以下、長さが50cm以下、束ねた直径が30cm以下のものは可燃ごみです。太さ5cm以上15cm以下、長さ50cm以上2m以下のものは可燃性粗大ごみになります。

【雑草】

土をきちんと払い落とし、土が付いていない状態で透明なごみ袋に入れてください。

※土や泥が混入しているものは、回収できません。

【ペットのフン】

フンの後始末は飼い主の義務です。必ず回収し、可燃ごみとして処分してください。

ごみ収集カレンダー等で確認してください。

お問い合わせ
生活安全課 生活環境G
(84)3618 (直通)

1等・前後賞合わせて
1等5億円、前後賞各1億円

7億円

各1枚
300円

サマージャンボ

7月6日(水)
同時発売

サマージャンボミニ
7000万

1等7,000万円×120本
(販売総額360億円/12ユニットの場合)

発売期間/7月6日(水)~29日(金)まで
抽せん日/8月9日(火)

*この宝くじの収益金は被災地の復興に活用されます。*宝くじは、ぜひ地域圏内でご購入ください。

宝くじに関するお問合せ/03-3535-9033[みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会